

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 32
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 藤本 欣伸
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 西村あさひ法律事務所
【報告義務発生日】	平成25年2月15日
【提出日】	平成25年2月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社あおぞら銀行
証券コード	8304
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー (Cerberus NCB Acquisition, L.P.)
住所又は本店所在地	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY1-9005、ケイマン諸島 (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成12年2月8日
代表者氏名	マーク・エイ・ネポラント(Mark A. Neporent)
代表者役職	提出者のジェネラル・パートナーであるサーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー(Cerberus Aozora GP LLC)のマネージング・メンバーであるサーベラス・ジャパン・インベストメント・エルエルシー(Cerberus Japan Investment LLC)のマネージング・ディレクター
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	西村あさひ法律事務所 弁護士 小張 裕司
電話番号	03-5562-9033

(2) 【保有目的】

長期保有

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	96,530,000		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 96,530,000	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T	96,530,000	
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年2月15日現在)	V	1,888,798,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		5.11%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.29%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成25年1月21日	株券 (普通株券)	41,250,000	2.18%	市場外	処分	(注1)参照	226円
平成25年1月24日	株券 (普通株券)	275,000,000	14.56%	市場外	処分	(注2)参照	224円
平成25年1月24日	株券 (普通株券)	275,000,000	14.56%	市場外	処分	(注1)参照	226円
平成25年2月15日	株券 (普通株券)	41,250,000	2.18%	市場外	処分	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	224円

(注1) Citigroup Global Markets Limited, Morgan Stanley & Co. International plc, Goldman Sachs International及びBarclays Bank PLCから成る、株式の売出し(海外)に関する引受人

(注2) シティグループ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社から成る、株式の売出し(国内)に関する引受人

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー 第5回修正・改訂リミテッド・パートナーシップ契約書

提出者については、ケイマン法に基づき、平成24年12月10日付で、サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーをジェネラル・パートナーとし、下記の者をリミテッド・パートナーとするリミテッド・パートナーシップ契約が締結されている。当該契約に基づく各リミテッド・パートナーの出資割合は下記のとおりである。

リミテッド・パートナー	マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィ (Marco Polo Investment B.V.)	20.0615%
リミテッド・パートナー	エレファント・キャピタル・ビーヴィ (Elephant Capital B.V.)	17.6584%
リミテッド・パートナー	エフィー・キャピタル・ビーヴィ (FE Capital B.V.)	21.2642%
リミテッド・パートナー	シーエイ・リミテッド・ビーヴィ (CA Limited B.V.)	18.0791%
リミテッド・パートナー	エムピー・ファイナンス・ビーヴィ (MP Finance B.V.)	14.8839%
リミテッド・パートナー	エヌシービー・ワラント・ホールディングス・ツー・ビーヴィ (NCB Warrant Holdings II B.V.)	7.8529%

2. 株券上への質権設定契約

(1) 契約の日付	平成24年11月8日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
(4) 質権の対象となる株式数	65,567,547株

3. 株券上への質権設定契約

(1) 契約の日付	平成24年11月8日
(2) 契約の内容	提出者保有の発行会社株券に対する質権の設定
(3) 契約の相手方	モルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイ (Morgan Stanley Bank, N.A.)
(4) 質権の対象となる株式数	30,962,453株

4. 平成25年1月16日付で、株式の売出し(国内及び海外)に関連して、シティグループ証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF証券株式会社に対し、ロックアップレター(ロックアップ期間：平成25年1月16日から平成25年7月22日)を提出した。
5. 平成25年1月16日付で、オーバーアロットメントによる売出しに関し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間で株式の貸借取引に関する契約(貸出株式数：41,250,000株、貸出期間：平成25年1月24日から平成25年2月21日)を締結した。また、同契約において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対して、借入株式の返還を目的として、41,250,000株を上限として同社が指定する数量の株式を平成25年2月15日行使期限として買取ることができる権利を付与したが、同社より、平成25年2月15日に41,250,000株の権利行使の通知を受領した。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	16,338,224
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	16,338,224

(注) 自己資金額は、処分前の1株券等あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を、処分前の自己資金額から差し引いた金額を記載しております。

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
(該当なし)					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
(該当なし)		